冒頭、都常勤委員(専門委員長)より、IASB/FASB が公開草案「顧客との契約から生じる 収益」に関する大方の再審議を終了したこと、また 2011 年第 3 四半期に両審議会から再公 開草案が公表される予定であることが説明され、西村専門研究員より、これまでの再審議 における変更点に関する説明が行われた。

説明の後、委員等からは次のような発言があった。

あるオブザーバーから、(1) 再審議の結果をみると、ED での提案の大枠を維持しつつ、 作成者の負担を減らす方向での変更と評価してもよいか、(2) 時の経過につれて履行義務 が充足される場合を決定する規準の追加は、現行の工事進行基準を適用する取引に対応す るものと理解してよいか、(3) 顧客がオプション行使に対する重要な経済的インセンティ ブを有する場合に企業がプットオプション付きの販売をリースとして会計処理するとした 背景は何かという質問があった。

これに対して、事務局からは、(1)全体としては作成者の負担を減らす意図で、変更が行われていると理解していること、(2)工事進行基準を意図して設定された規準ではあるが、日本の現行の工事進行基準にどの程度対応するかについてはまだ明確ではないこと、(3)現行の米国基準に同様の取扱いがあることから、これとの整合性を図ったという背景もあることが説明された。

ある委員から、信用リスクに関して、(4) 貨幣の時間価値について、支配の移転と支払いとの間が 1 年以上の重大な財務要素を含むものについては収益に反映するという、再審議における暫定決定とはどのような関係があるのか、(5) 事後の信用リスクの変動は、収益の控除項目又は受取債権の減損額のどちらの項目の調整とするのか、(6) 貨幣の時間価値を分割払いに適用する場合において、1 年基準は最終の支払いまでに適用されるのか、それとも、個々の支払いのタイミングに対して適用されるのかとの質問があった。

これに対して、事務局からは、(4) 貨幣の時間価値には信用リスクが含まれているため、時間価値を調整した収益には既に信用リスクが反映されており、控除項目として信用リスクが認識されることは無いこと、(5) 及び(6) 再審議の結果では明示されておらず、今後明確化すべき点であることが説明された。

ある委員から、不確実な対価に関して、(7) その場合の認識要件として、ED では「合理的に見積もることができる」とされていたものが、再審議の結果「reasonable assured」という表現に変更された理由は何か、(8)「reasonable assured」ではない場合の要件の一

1

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

つに、例として「売り上げベースのロイヤリティ」が挙げられているが、これはどのような意図があるのかとの質問があった。

これに対して、事務局からは、(7)「合理的に・・・」の問題点として、複数の履行義務を含む契約で、一つの履行義務の取引価格しか合理的に見積もれない場合に、見積もることのできる取引価格のみが、全ての履行義務に配分されることは実態に合わない可能性があること、また合理的に見積りができることのみでは十分ではなく、その受け取りの可能性を考慮する必要があることから変更されたこと、(8) 受け取りの可能性を考慮する必要がある場合の例示として示されていることが説明された。

以上